

# 家畜保健衛生だより

令和2年度 第5号

## 飼養衛生管理基準が改正されました！

令和2年6月30日付けで飼養衛生管理基準が改正されました。今回の改正では、全畜種において新しい基準が定められており、豚等の基準は令和2年7月1日、その他の畜種は令和2年10月1日に施行されます。一部の取組については猶予期間が設定されていますが、早めに対応しておきましょう！

**改正後の新しい基準については、以下のHPで詳細をご確認ください。**

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

(農林水産省のトップページから、キーワード「飼養衛生管理基準」で検索)

### 改正後に追加された主な項目

### 取組の目的ごとに下記の1～4に体系化

#### 1：家畜防疫に関する基本的事項

- ✓家畜所有者の責務
- ✓飼養衛生管理マニュアル作成、従業員・関係者への周知徹底
- ✓放牧制限への準備
- ✓衛生管理区域内での愛玩動物飼育禁止 などなど…

#### 2：衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ✓大臣指定地域に立ち込んだ者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
- ✓大臣指定地域内での安全な資材の使用について
- ✓専用衣服や靴の着用、更衣や車両乗降時の交差汚染防止措置 などなど…

#### 3：衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

- ✓畜舎ごとの専用の靴の設置
- ✓ネズミ・害虫の駆除、区域内の整理整頓および消毒の実施 などなど…

#### 4：衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ✓区域から搬出する物品の消毒

**家畜の種類ごとに基準は異なります。ご不明な点は家畜保健衛生所までお問い合わせください！**

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679